第三者評価内容評価基準（児童自立支援施設解説版）　新旧対照表

別添４－２

| 改正後 | 現行 |
| --- | --- |
| Ａ－１　子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援Ａ－１－（１）　子どもの権利擁護Ａ①　Ａ－１－（１）－①　子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。ｃ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。○また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。（３）評価の留意点○子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「Ⅰ－1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。〇子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。 | Ａ－１　子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援Ａ－１－（１）　子どもの権利擁護Ａ①　Ａ－１－（１）－①　子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）－ｃ）子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。 |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（新設）○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。○また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。（新設）（３）評価の留意点○子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「Ⅰ－1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。〇子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。 |
| Ａ②　Ａ－１－（１）－②　子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ②　Ａ－１－（１）－②　子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ③　Ａ－１－（１）－③　子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ③　Ａ－１－（１）－③　子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－１－（２）被措置児童等虐待の防止等（略） | Ａ－１－（２）被措置児童等虐待の防止等（略） |
| Ａ－１－（３）　子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－１－（３）　子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活Ａ⑤　Ａ－１－（３）－①　子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| （削除） | Ａ－１－（４）支援の継続性とアフターケアＡ⑥　Ａ－１－（４）－①　子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。ｂ）子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っているが十分ではない。ｃ）退所に向けた支援を行っていない。 |

評価の着眼点□子どもの実情に応じた目標設定を行い、自立支援計画に基づいて退所に向けた支援を行っている。□児童相談所や関係行政機関と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討している。□アフターケアに備えて、児童相談所と施設の連携（役割分担と協働）、地域の関係機関（要保護児童対策地域協議会、児童家庭センター等）、人的資源（民生児童委員等）を活用した支援体制の構築を図っている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、退所がある程度見える時点になった時から、子ども自身の意志で決定して行動しなければならない社会での生活を想定した支援に関する具体的な取組状況を評価します。（２）趣旨・解説○退所後、社会での安定した生活を送るためには、子ども自身が有する課題だけではなく、子どもを取り巻く環境に対処できるだけの力を身につける必要があります。〇また、本人や家族の意向を踏まえて、児童相談所や地域の市町村及び関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制について関係機関と協議、役割分担を行い、あらかじめ具体的な支援体制を構築しておくことも大切です。○退所に向けた支援は、一人ひとりの実情（退所後の進路、住環境、子ども自身が有する課題、等）に応じた目標設定のもと、自立支援計画に基づいた支援（プログラム）が行われる必要があります。（３）評価の留意点○本評価基準では退所に向けた支援の状況について、その目標設定や具体的な支援の内容を自立支援計画の内容や、聞き取り等によって確認します。○あわせて、地域とのネットワーク（要保護児童対策地域協議会など）との協働、家庭支援専門相談員の活用、自立寮の活用、家族統合プログラムの実施等の実施状況を確認します。 |
| Ａ－１－（４）支援の継続性とアフターケアＡ⑥　Ａ－１－（４）－①　子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑦　Ａ－１－（４）－②　子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２　支援の質の確保Ａ－２－（１）　支援の基本Ａ⑦　Ａ－２－（１）－①　子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２　支援の質の確保Ａ－２－（１）　支援の基本Ａ⑧　Ａ－２－（１）－①　子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑧　Ａ－２－（１）－②　子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑨　Ａ－２－（１）－②　子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑨　Ａ－２－（１）－③　自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑩　Ａ－２－（１）－③　自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| （削除） | Ａ－２－（２）食生活Ａ⑪　Ａ－２－（２）－①　子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けた食育を適切に行っている。　　　ｂ）子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けた食育を行っているが、十分でないｃ）子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けたを行っていない。 |

評価の着眼点□朝食、昼食、夕食それぞれの食事時間が子どもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定されている。□電子レンジや保温、保冷庫等を用意し、食事時間以外においしく食べられる配慮をしている。□食材の買い出しや食事の準備、配膳、基礎的な調理技術を習得できるよう必要な設備、機会が用意されている。□食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。□テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。□誕生日や卒業など、特別な日には献立に工夫している。□子どもたちが育てた収穫物を簡単な方法で調理するなど、食への関心を育てている。□食に関する知識（栄養面、価格面など）を得られる機会が設けられている。□外食や弁当、レトルト等の利用であっても、偏食になりにくい組み合わせのヒントを教えるなど、実生活に即した配慮を行っている。□疾病などの場合にも対応できる食の知識を教えている。□自立に向け、健全な食生活の実現や健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食を選択する判断力などを楽しく身につけるための支援をしている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、子どもの生活時間にあわせた食事の時間設定や、食習慣を含めた食育が適切に行われているかどうかについて施設の取組を評価します。（２）趣旨・解説○食の安定は心身の安定を大きく左右するため、自立に向けた食育への支援は重要です。○食生活への子どもの参加や、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣の習得など食育を進めることが重要です。○食育の視点に立ち、食を通して自らの健康について十分な知識を得ることが必要です。 ○食事が美味しく摂れるよう適時・適温での供給に努めることが大切です。○食事の時間は、子どもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定するとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定する必要があります。○また、高校通学、就職実習等子どもの個別の日課にも配慮した対応が求められます。○鍋物やバーベキューなどの献立の工夫や食事の方法、バイキング方式や屋外での食事、外食等、多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに、正しい食習慣の習得に向けた支援を行うことが大切です。○施設では、自然に調理の仕方を覚えたり、買い物を手伝って材料の選び方等を知るという機会が少ないことも考えられます。基礎的な調理技術の習得や配膳、食器洗い、後片付けなど一連の動作を習得するための支援も必要となります。○食の安全や栄養などについて考える機会を提供するとともに、自ら調理する体験が保障されていることが大切です。○調理器具や台所用品などが適切に利用でき、調理体験の機会が確保されていることが大切です。（３）評価の留意点○健康に留意した献立を考えたり、疾病時や体調不良時などの食生活について考え、将来に備えるための実践機会があるか確認します。（疾病やアレルギー食材の対応など）○年間の支援計画の中に、栄養士等により「食物・栄養」について学ぶ機会が用意されていることを、年間の支援計画や指導計画・実施要領等で確認します。また、学校教育の家庭科などのカリキュラムに含まれていないか確認します。○子どもたちが配膳から後片付けまでの一連の動作を習得するために、配膳手順や役割分担などが明示されているか確認します。○日課として、寮で子どもたちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。○それぞれの内容に合わせた盛りつけが出来るように、食器が配置されていることを確認します。○施設外への通学や職場実習などで帰宅が遅れるなどの時、定例の食事時間以外でも適温で食事を提供するための設備が用意されているか確認します。○行事や記念日など特別の配慮が必要な献立について、工夫がなされているか献立会議録や実際の献立表で確認します。 |
| Ａ－２－（２）食生活Ａ⑩　Ａ－２－（２）－①　食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。ｂ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十分ではない。ｃ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　評価の着眼点□子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に着けることができるよう食育を推進し、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるよう工夫している。（削除）□温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。□子どもの個人差（年齢、障害等）や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。□食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。□陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。（削除）□定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。□子どもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。（削除）□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。（削除）（削除）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。（２）趣旨・解説○施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。○栄養に配慮されたおいしい食事をゆったりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりがなされているかを、聞き取りなどから確認します。○食事は、子どもの健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。○従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。（削除）○食事の時間は、子どもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。○調理器具や台所用品などが適切に利用でき、調理体験の機会が確保されていることが大切です。○季節の料理、郷土料理、伝統料理などに接し食文化の継承を考えていく必要があります。○偏食への支援は、あせらず、ゆったりとした信頼関係の中で、少しずつ改善していくことが大切です。その背景には、苦痛な体験のある場合等もあり、無理に食べさせようとするのではなく、職員がおいしそうに食べたり、嫌いな物の姿が見えないようにする工夫なども必要になります。（３）評価の留意点（削除）（削除）（削除）（削除）（削除）（削除）○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がなされているか聞き取りなどから確認します。○一覧表やファイルを作成するなど、個々の子どものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。○子どもの発達段階や課題を把握したうえで習得するべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。○日課として、寮で子どもたちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。○食に関して課題のある子どもへの支援について、記録などから確認します。○施設外への通学や職場実習などで帰宅が遅れるなどの時、定例の食事時間以外でも適温で食事を提供するための設備が用意されているか確認します。 | Ａ⑫　Ａ－２－（２）－②　子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。ｂ）子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。ｃ）子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。 |

評価の着眼点□和気あいあいとした会話のある食事に心がけるなど、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるように工夫している。□食事場所は、常に清潔が保たれている。□温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。□子どもの個人差（年齢、障害）や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供し、疾病時には飲み物などに配慮している。（新設）□陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫（季節の花が飾られていたり、ランチョンマットの使用など）、食事を美味しく食べられるように工夫している。□好き嫌いをなくす工夫や偏食への支援については、無理がないよう配慮し実施している。□定例的に残食の状況を確認し、子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、変化に富んだ献立を提供している。（新設）□生活支援担当職員と給食担当職員との定例的な連絡会議を開催し、食生活の向上などに努めている。□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。□栄養士が配置されている場合、専門性を活かし、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮するとともに、子どもに対する献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。□食を通して、個々の子どもがその存在を大切にされていることを実感できるように工夫している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫、さらに食を通じて子どもが自分の存在を大切にされている実感を抱けること等について施設における取組を評価します。（２）趣旨・解説（新設）（新設）○食事は、子どもの健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。○従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。○そのため、子どもの嗜好や栄養に配慮されたおいしい食事を、ゆっくりとくつろいだ楽しい雰囲気の中で、和気あいあいとしたコミュニケーションを持ちながら、食べることができるような環境づくりを通して、精神的な安定と発達を促していく取組が求められます。（新設）（新設）○季節の料理、郷土料理、伝統料理などに接し食文化の継承を考えていく必要があります。○偏食への支援は、あせらず、ゆったりとした信頼関係の中で、少しずつ改善していくことが大切です。その背景には、苦痛な体験のある場合等もあり、無理に食べさせようとするのではなく、職員がおいしそうに食べたり、嫌いな物の姿が見えないようにする工夫なども必要になります。（３）評価の留意点○性別や年齢、運動強度などに配慮した献立を作成していることを、給食会議録等から確認します。○子どもの食物アレルギーについては十分配慮し、食材からアレルゲンを除くなどの措置を執っていることを、献立表、アレルギー検査表、個別アレルゲン一覧などから確認します。○提供される食事が常に適温で提供されるように配慮されているか、保管、運搬の方法について確認します。特に保温や加熱方法についても確認が必要です。○旬の食材を使った料理や郷土料理、行事等の伝統料理等が取り入れられていることを献立表などから確認します。○子どもの嗜好などが献立に反映させるための取組として嗜好調査や食事アンケート調査などの実施状況を確認します。○食事する空間にくつろいだ楽しい雰囲気、団らんの場としての明るい雰囲気を醸し出すための配慮がなされているか確認します。（新設）（新設）（新設）（新設）（新設）（新設） |
| Ａ－２－（３）　日常生活等の支援Ａ⑪　Ａ－２－（３）－①　衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（３）　日常生活等の支援Ａ⑬　Ａ－２－（３）－①　衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑫　Ａ－２－（３）－②　居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑭　Ａ－２－（３）－②　居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑬　Ａ－２－（３）－③　スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑮　Ａ－２－（３）－③　スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（４）　健康管理Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点○嘱託医等への診察状況や、通院の回数、内容等を確認します。○感染症対応マニュアル等の整備や服薬の管理や方法が適切に行われているか確認します。○また、医療機関のほか、子どもの障害特性等に応じた療育支援を行う機関等との連携も考えられます。 | Ａ－２－（４）　健康管理Ａ⑯　Ａ－２－（４）－①　医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点○嘱託医等への診察状況や、通院の回数、内容等を確認します。○感染症対応マニュアル等の整備や服薬の管理や方法が適切に行われているか確認します。（新設） |
| Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑰　Ａ－２－（４）－②　身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（５）　性に関する教育Ａ⑯　Ａ－２－（５）－①　性に関する教育の機会を設けている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（５）　性に関する教育Ａ⑱　Ａ－２－（５）－①　性に関する教育の機会を設けている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（６）　行動上の問題に対しての対応Ａ⑰　Ａ－２－（６）－①　施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点□人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。□問題の発生予防のために、施設内の密室・死角等の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。□課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。□子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。□子ども間の性的加害・被害の発生予防に努め、発生した場合においても適切に対応している。□職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。□暴力防止プログラムの活用など、子どもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。□施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持っている。□生活グループの構成や部屋割りなどには、子ども同士の関係性に配慮している。□暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。□子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点○施設内で子ども間の暴力（性的加害・被害を含む）やいじめ、差別な　どが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。 | Ａ－２－（６）　行動上の問題に対しての対応Ａ⑲　Ａ－２－（６）－①　施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点□人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。□問題の発生予防のために、施設内の密室・死角等の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。□課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。□子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。（新設）□職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。□暴力防止プログラムの活用など、子どもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。□施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持っている。□生活グループの構成や部屋割りなどには、子ども同士の関係性に配慮している。□暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。□子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点○施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。 |
| Ａ⑱　Ａ－２－（６）－②　子どもの行動上の問題に適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑳　Ａ－２－（６）－②　子どもの行動上の問題に適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（７）　心理的ケアＡ⑲　Ａ－２－（７）－①　必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（７）　心理的ケアＡ㉑　Ａ－２－（７）－①　必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（８）　学校教育、学習支援等Ａ⑳　Ａ－２－（８）－①　施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

|  |
| --- |
| （削除） |

評価の着眼点（削除）□日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。□原籍校と連携を図り、子どもが不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。□施設と学校が個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。□学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。□学校との協議に基づき、子どもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。□施設は子どもにとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。□個別ケース会議には、原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。□家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。（削除）（削除）（削除）（削除）（削除）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点○個々の子どもに応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。○具体的な連携システムの構築状況を確認します。○学校教育が実施されていない場合は「c」評価としますが、実施されていない場合においても、学校教育の実施に向けた取組が行われているか、原籍校との連携や施設における教育内容の充実など、施設内での教育内容が子どもの最善の利益を目指したものであるかを確認します。 | Ａ－２－（８）　学校教育、学習支援等Ａ㉒　Ａ－２－（８）－①　施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

|  |
| --- |
| 【判断基準】（学校教育が実施されていない場合）ａ）学校教育が実施されていないが、施設で子どもに対する教育を適切に実施している。ｂ）学校教育が実施されていない中で、施設で子どもに対する教育を実施しているが、十分ではない。ｃ）学校教育が実施されておらず、子どもに対する教育の体制やその内容が十分でない。 |

評価の着眼点（学校教育が実施されている場合）□日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。□原籍校と連携を図り、子どもが不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。□施設と学校が個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。□学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。□学校との協議に基づき、子どもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。□施設は子どもにとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。□個別ケース会議には、原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。□家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。（学校教育が実施されていない場合）□原籍校と連携を図り、子どもが不利益を被らないように、学習・進路等の支援を行っている。□学校教育を実施する際の課題等を検討するなど実施に向けての取組を真摯に進めている。□学校教育が実施されていないが、教育内容等は子どもの最善の利益のために十分な配慮を行っている。□家庭復帰を目指す場合は退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点○個々の子どもに応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。○具体的な連携システムの構築状況を確認します。○学校教育が実施されていない場合であっても、施設内での教育内容が子どもの最善の利益を目指したものであるかを確認します。 |
| Ａ㉑　Ａ－２－（８）－②　学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ㉓　Ａ－２－（８）－②　学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ㉒　Ａ－２－（８）－③　作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○児童自立支援施設では「働く力を養う」（作業支援）ことに重きを置いてきた歴史があります。仲間との共同作業などを通じて、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を養うことが重要です。○また、社会資源を利用した職場体験や職場実習等を積極的に導入し、社会体験を積む機会を提供することや、計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施や、退所生による講話等により、自己の職業観を育むことが出来るような取組が求められます。（３）評価の留意点（略） | Ａ㉔　Ａ－２－（８）－③　作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○児童自立支援施設では「働く力を養う」（作業支援）ことに重きを置いてきた歴史があります。仲間との共同作業などを通じて、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を養うことが重要です。○また、社会資源を利用した職場体験や職場実習等を積極的に導入し、社会体験を積む機会を提供することや、計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施や、退所生による講和等により、自己の職業観を育むことが出来るような取組が求められます。（３）評価の留意点（略） |
| Ａ㉓　Ａ－２－（８）－④　進路を自己決定できるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点□進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して子どもと十分に話し合っている。□進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。□早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。□奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。□進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。□中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。□高校卒業予定の子どもが入所している場合、進路支援をしている。□進路支援カリキュラムが策定されている。□退所後に不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用し、進学あるいは就職した子どもや継続して自立支援を必要とする子どもに対しての支援を継続している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ㉕　Ａ－２－（８）－④　進路を自己決定できるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点□進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して子どもと十分に話し合っている。□進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。□早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。□奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。□進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。□中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。□高校卒業予定の子どもが入所している場合、進路支援をしている。□進路支援カリキュラムが策定されている。（新設）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（９）　 親子関係の再構築支援等Ａ㉔　Ａ－２－（９）－①　親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（９）　 親子関係の再構築支援等Ａ㉖　Ａ－２－（９）－①　親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（１０）　通所による支援Ａ㉕　Ａ－２－（１０）－①　　地域の子どもに対する通所による支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）地域の子どもに対する通所による支援を行っている。ｂ）地域の子どもに対する通所による支援を行っているが、十分ではない。ｃ）地域の子どもに対する通所による支援を行っていない。 |

評価の着眼点□通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。□通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。□通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。（削除）□通所支援により、地域の子どもに対して医療的・心理的ケア等の支援を行っている。□必要に応じて訪問による支援を実施している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、地域の子どもへの通所措置による支援および児童自立支援施設の専門性を活かして自主的に実施する地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施状況を評価します。（２）趣旨・解説（削除）（削除）○施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、通所機能を活用して地域の子どもに対して医療的・心理的ケア等の支援を実施することが望まれます。○通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要な支援に加え、施設独自の取組として地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施があります。児童自立支援施設の専門性を活かし、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが期待されています。（３）評価の留意点○本評価基準で対象としている地域の子どもには、地域の子育て家庭の子どもだけではなく、他の施設に入所している子どもや里親等に委託されている子どもも含まれます。○通所支援に必要な予算・人員等の確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）ことを確認します。○通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。（削除）○通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。○通所によるアフターケアの取組については、A⑥Ａ－１－（４）－①で評価します。○本評価基準は、通所による支援を実施していない場合は「c」評価としますが、通所による支援を実施するためには、設備や人員の整備に加え、公立施設等では自治体との調整が必要となるため、実施されていない場合においても、施設における通所支援実施に向けた取組を確認します。 | Ａ－２－（１０）　通所による支援Ａ㉗　Ａ－２－（１０）－①　　地域の子どもの通所による支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）地域の子どもの通所による支援を行っている。ｂ）地域の子どもの通所による支援を行っているが、十分ではない。ｃ）－ |

評価の着眼点□通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。□通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。□通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。□通所支援のみならず、地域の子どもの健全育成のための、子育て講座や子育て支援プログラムが計画・実施され、児童自立支援施設の機能が有効に活用されている。（新設）□必要に応じて訪問による支援を実施している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、児童福祉法第44条に規定されている「保護者等の下から通わせて、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行い、自立を支援」するための取組状況を評価します。（２）趣旨・解説○地域の子どもの健全育成のための、子育て講座や子育て支援プログラムが計画・実施され、児童自立支援施設の機能が有効に活用されることが必要です。○通所支援を行っていない施設の場合は、本評価基準は、非該当となります。（新設）（新設）（３）評価の留意点（新設）○通所支援に必要な予算・人員等が確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）ことを確認します。○通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。○通所支援のみならず、地域の子どもの健全育成のための、子育て講座や子育て支援プログラムが計画・実施され、児童自立支援施設の機能が有効に活用されていることを確認します。（新設）（新設）○なお、本評価基準は通所支援の積極的な実施を評価するため作成したものであり、評価時点で実施している場合についてａ）又はｂ）を、実施していない場合は評価外とします。 |